

島根原発1号機廃止措置計画の変更に係る知事判断コメント

発言の機会をいただきましたので、中国電力から安全協定に基づき事前了解願いの提出がありました島根原子力発電所1号機の廃止措置計画の変更に係る私の判断について、申し述べさせていただきます。

1. 判断結果

最初に判断結果を申し上げます。

島根原発1号機の廃止措置計画の変更については、了解することといたします。

このような判断に至った私の考えについて、経過を含め、ご説明します。

2. 経過

島根原発1号機について、中国電力は、平成29年4月に原子力規制委員会による廃止措置計画の認可を受け、また、島根県の事前了解を経て、同年7月に廃止措置に着手し、第1段階の廃止措置作業を進めてこられました。そして、本年8月8日に、中国電力から、廃止措置計画を第2段階に進めるための計画変更について事前了解願いの提出があったところであります。

県としましては、県議会の意見をお聴かせいただくよう議長へ依頼するとともに、周辺自治体に対し、県と周辺三市との覚書、県と鳥取県側自治体との覚書に基づき、廃止措置計画の変更に関する「考え」をお聴かせいただくよう依頼をいたしました。

その後、周辺自治体におかれましては、それぞれ議会の場などを通して意見をまとめられ、すべての自治体から、廃止措置計画の変更について了承する旨のご意見をいただきました。

また、立地自治体である松江市におかれましても、廃止措置計画の変更について了解の判断をされております。

この間、県におきましては、住民団体の代表の方々も参加する安全対策協議会、専門家である原子力安全顧問による顧問会議において意見をいただきました。

県議会におかれましては、防災地域建設委員会において、中国電力の説明

を受けられ、執行部からも安全対策協議会や顧問会議などで出された意見や県の認識を報告し、慎重に調査いただきました。

この委員会における調査結果を踏まえ、11月27日、県議会本会議において、廃止措置計画を変更することについて了とされ、あわせて中国電力及び国に対して必要な要請をするようご意見をいただいたところです。

3. 判断に至った考え方

これら、様々な場でいただきました主な意見と、それに対する私の考えについて申し述べます。

(1) 作業者の安全管理

まず、廃止措置の第2段階においては、放射線管理区域内の設備の解体が始まることから、解体作業にあたっては、放射線による影響が無いよう、安全管理を徹底することは当然として、転倒、転落といった労働安全衛生全般の対策も徹底すること、廃止措置には様々な職種の作業者が関わることから、適切な教育を行う必要があるとの意見がありました。

このことについて、中国電力には、廃止措置の作業を進めるにあたってのルールへの遵守はもとより、初めて従事する者への労働安全に関する教育・訓練等、作業者の安全管理を徹底していただくことが必要と考えております。

(2) 放射性物質の漏えい防止

次に、放射性物質の漏えいや拡散防止対策にしっかりと取り組む必要があるとの意見がありました。

このことについて、中国電力に放射性物質の漏えい防止を徹底していただくことに加えまして、国においても検査等を通じて厳格に確認をしていただくことが必要と考えております。

県としましても、安全協定に基づき、これらの状況をしっかりと確認してまいります。

(3) 放射性廃棄物の処分

次に、設備の解体で発生する低レベル放射性廃棄物の処分につきまして、現状で処分場所が決まっておらず大丈夫なのかとの不安の声や、その処理・

処分や管理に万全を期すよう求める意見がありました。

このことについて、中国電力は、廃棄場所の確保に向け、他の廃止措置中の原発を有する電力と連携し、適地を探す努力を継続すると説明しています。

中国電力にこうした取組を進めていただくことに加え、国においても、低レベル放射性廃棄物の処分等の円滑な実現に向けた取組を進めていただくことが必要と考えております。

(4) 廃止措置工程の延長

次に、今回の廃止措置計画の変更で、中国電力は、青森県六ヶ所村に建設中の再処理工場の竣工延期に伴い、使用済燃料の搬出計画を見直し、第2段階の終了時期を6年間延長しております。

このことから、その竣工がさらに遅れ、使用済燃料の搬出が進まないのではないかと、再処理工場が計画どおり竣工しない場合、中国電力は説明責任を果たすべきとの意見がありました。

中国電力からは、再処理工場の竣工に向けて電力、関係メーカー含め総力を傾注すると説明があったところですが、このことに限らず、廃止措置計画に関わる事項については、中国電力において関係自治体等への丁寧な情報提供が必要でありますし、国及び中国電力において、使用済燃料の搬出・譲渡しの確実な実施のための取組を進めていただく必要があると考えております。

また、廃止措置工程全体を延長することについては、安全に業務を続けるためには、一定の延長はやむを得ないとの意見があった一方、廃止措置が長く続くほど自然災害を含めたリスクは続いていくことを認識すべきとの意見がありました。

このことについて、中国電力には、住民の安全確保を最優先に、廃止措置を着実に実施していただくことが必要であると考えております。県としましても、安全協定に基づき、その実施状況や実施の計画を確認してまいります。

(5) 廃止措置に関する情報提供

最後に、放射性廃棄物を最終的にどうするのか、廃止措置完了後の跡地利用をどうするかといった、廃止措置に関わる情報については、早い段階から地域住民等に提供することが重要であるとの意見がありました。

将来のことを含め、島根原発1号機の廃止措置に関わる情報については、中国電力に、関係自治体等への丁寧な情報提供を求めていきたいと考えております。

以上、様々な場でいただきました主なご意見に対する私の考えについて申し述べました。

いただきましたご意見について、廃止措置を進めることそのものについて反対されているものはなかったものと考えております。また、島根原発1号機に係るリスクを低減させていく観点からも、安全確保を大前提として、廃止措置を着実に前に進めていくことが重要であると考えております。

したがって、廃止措置を第2段階に進めるための計画変更については了解することとし、その上で、県議会や関係自治体、安全対策協議会や原子力安全顧問からいただきましたご意見も踏まえ、今後、中国電力及び国に対して、次の事項について要請してまいります。

4. 中国電力及び国への要請

まず、中国電力に対しましては、

1. 安全確保を最優先とした廃止措置の適切かつ着実な実施
2. 関係自治体等への丁寧な情報提供
3. 使用済燃料の全量搬出・譲渡しの適切な実施に向けた着実な取組
4. 放射性廃棄物等の保管・管理の適切な実施と確実な処分等の具体的な検討
5. 廃止措置の段階に応じた安全対策の確実な実施
6. 設備面のみならず、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応を含む安全対策の取組
7. 作業ルールの遵守のほか、安全管理の徹底と万全な放射性物質の漏えい防止対策の実施
8. 万が一の原子力災害に備えた避難対策の関係自治体と連携した実施
9. 地域振興への特段の配慮

について求めてまいります。

次に、原子力規制委員会に対しましては、

1. 審査及び検査等を通じた廃止措置の厳格な確認
2. 使用済燃料や放射性廃棄物等の管理や処分状況の厳格な確認
3. 安全対策に係る、組織・人員体制、教育及び訓練などの人的な対応についての厳格な確認

について求めてまいります。

次に、内閣府に対しましては、

1. 自治体が進める原子力災害対策についての必要な支援・協力

について求めてまいります。

最後に、経済産業省に対しましては、

1. 使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決に向けた取組の加速
2. 放射性廃棄物等の処分等の円滑な実現に向けた取組の加速
3. 廃炉完了までを見据えた財政支援

について求めてまいります。

5. おわりに

最後になりますが、島根原発1号機の廃止措置につきましては、県といたしましても、中国電力が安全確保を最優先に着実に進めていくよう、引き続き厳正に確認してまいります。

県民の皆様には、この度の私の判断につきまして、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。